

宅地建物取引業法④

営業保証金

○×式確認問題

解答・解説

・ 営業保証金 ・

- × 宅地建物取引業者は、主たる事務所と4カ所の従たる事務所で宅地建物取引業を開始しようとするときは、営業保証金3,500万円を、主たる事務所の最寄りの供託所に供託すれば足りる。 $1,000万円 + (500万円 \times 4) = 3,000万円$ で足りる
- × 甲県知事は、宅地建物取引業者A（甲県知事免許）が宅地建物取引業の免許を受けた日から3カ月以内に営業保証金を供託した旨の届出をしないときは、その届出をすべき旨の催告をすることができ、その催告がAに到達した日から1カ月以内にAが営業保証金を供託した旨の届出をしないときは、Aの宅地建物取引業の免許を取り消すことができる。
後半は正しいが、前半の催告は、必ず、しなければならないのであり、することができるのではない
- × 宅地建物取引業者は、一団の宅地を分譲するため、専任の宅地建物取引士を設置すべき案内所を設けた場合、その案内所には営業保証金を供託しなければならない。
供託が必要なのは事務所のみである
- × 主たる事務所が移転したことにより最寄りの供託所が変更になった場合、金銭と有価証券で営業保証金を供託しているときは、金銭の部分については保管替え請求をすることができる。金銭と有価証券で供託している場合、金銭部分のみ保管替え請求をすることはできず、新たな供託所に供託後、旧供託所から取り戻すという方法しかできない
- 5 宅地建物取引業者と取引をして債権を有する者（宅建業者を除く）は、営業保証金から還付してもらえる額は、営業保証金の範囲内なので、必ずしも損害額全額が保証されるわけではない。供託している営業保証金の範囲内でしか還付してもらえない